

第1 監査の結果

本件請求について、合議により次のように勧告することに決定しました。 (勧告)

勧 告

市長に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告します。

- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること。
- (2) 調査の結果、本事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和7年5月13日

3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和7年5月29日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業（以下「本件事業」といいます。）により公益財団法人横浜YWCA（以下「本件団体」といいます。）に交付された補助金（以下「本件補助金」といいます。）のうち、請求書に示す各種経費の返還請求を行っていないことが怠る事実に該当するか否かを監査対象事項としました。

また、上の怠る事実に該当するか否かの判断に関連して、本件補助金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

こども青少年局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年6月5日に追加の証拠の提出を受けました。なお、請求人は、陳述を行いませんでした。

また、監査委員は、令和7年6月11日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けました。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人及び監査対象局からの提出書面並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 横浜市若年女性支援モデル事業について

横浜市若年女性支援モデル事業は、横浜市DV相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力についての相談を受け付けているところ、若年層（20代以下）からの相談件数が全体の4%と少ない状況などを踏まえ、国の「若年被害女性等支援事業」に基づき、若年女性の自立の推進に資する取組として、令和6年2月から開始された事業です。

事業実施にあたっては、実施団体を「横浜市若年女性支援モデル事業実施団体選定評

価委員会（以下「選定評価委員会」といいます。）」により決定し、横浜市が当該実施団体に運営費を補助します。

事業内容及び実施方法は、次の4点です。

ア アウトリーチ支援

SNS等ICTを活用したアウトリーチや繁華街などの巡回により、声掛けや相談支援を行います。また、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等ICTを活用した相談や必要に応じて面談を実施します。

イ 居場所の提供に関する支援

一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合は、横浜市又は民間団体が宿泊先を調整し、翌開庁日に区役所等の支援機関につなげます。

ウ 自立支援

自立に向けた継続的な面接や同行支援等が必要な場合は、区役所と連携して自立支援計画を策定し、公民の特性を生かした支援を双方向で実施します。

エ 関係機関連携会議

横浜市が主体となり、行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を設置し、支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図ります。

（2）本事業の実施団体の選定経過について

横浜市若年女性支援モデル事業は、令和5年度から7年度までモデル事業として実施されています。この間の事業実施団体として本件団体が選定されており、本事業は令和6年2月から3月にかけて実施されています。

本事業の選定経過等は次のとおりです。

時 期	内 容
令和5年10月27日～12月1日	監査対象局が実施団体を公募
令和5年12月20日	監査対象局が選定評価委員会を開催
令和5年12月28日	監査対象局が実施団体宛てに選定決定を通知
令和6年2月1日	モデル事業開始

（3）横浜市若年女性支援モデル事業補助金について

本事業の実施に要する費用として、「横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要

綱（以下「交付要綱」といいます。）」に基づき補助金が交付されます。

交付要綱では、第5条別表により補助対象及び補助金額を次のとおり定めています。

横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱（抜粋） (補助対象経費)		
第5条 この要綱において、補助の対象となる経費は、本事業に係る経費とし、別表のとおりとする。		
別表		
項目	補助対象経費	補助金額
アウトリーチ支援 (夜間見回り、相談、面談) 関係機関連絡会議 居場所の提供 自立支援	当該事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費	最大8,710,000円 ※事業実施が1年に満たない場合は、上記金額を12月で割り（千円以下切り捨て）、実施月を乗じた金額を最大とする。

横浜市若年女性支援モデル事業は、令和5年度については上記1(2)の選定経過を受け2か月間（令和6年2月から3月まで）の実施であったため、1,450,000円が令和5年度分の最大補助金額になります。

また、交付要綱では、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第139号。以下「交付規則」といいます。）に基づき行う、補助金の交付申請及び交付等に用いる様式等を次のとおり定めています。

項目	様式及び添付書類	該当する条文
補助金交付申請	横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付申請書（第1号様式） ・補助事業の事業計画書 ・補助事業の収支予算書 ・補助事業者の定款又は規約等、及び役員名簿 ・補助事業者の財産目録及び貸借対照表	交付要綱第7条
補助金交付決定通知	横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付決定通知書（第2号様式）	交付要綱第8条
補助金実績報告	横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書（第3号様式） ・補助事業の活動報告書 ・補助事業の収支決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し	交付要綱第10条

補助金交付額確定通知	横浜市若年女性支援モデル事業補助金 交付額確定通知書（第6号様式）	交付要綱第12条
補助金請求	横浜市若年女性支援モデル事業補助金 請求書（第7号様式）	交付要綱第14条

(4) 本件補助金の交付に係る経過について

本件補助金の交付にあたり、本件団体から監査対象局に、令和6年3月13日付で1,450,000円の交付申請があり、監査対象局は、同年3月29日付で1,450,000円の交付を決定しました。その後、本件団体から監査対象局に、同年4月19日に実績報告書の提出があり、監査対象局は、同年5月15日付で交付決定額と同額の1,450,000円の交付額を確定し、同年5月27日に1,450,000円を本件団体に振り込んだことが認められます。

以上の本件補助金に係る本件団体からの申請及び横浜市からの交付に係る経過をまとめると、次のとおりです。

時 期	内 容
令和6年3月13日	本件団体による補助金交付申請
令和6年3月29日	監査対象局が補助金交付決定通知を発出
令和6年4月19日	本件団体が補助金実績報告書を提出
令和6年5月15日	監査対象局が補助金交付額確定通知を発出
令和6年5月17日	本件団体が補助金請求書を提出
令和6年5月21日	監査対象局起案の支出命令を会計室が決裁
令和6年5月27日	監査対象局が補助金を支出

監査対象局から提出された資料を確認したところ、本件補助金の交付決定については、令和6年3月18日に、こ権第4375号として起案され、こども青少年局長により同年3月29日に決裁されています。また、本件補助金の交付額確定については、令和6年5月10日に、こ権第620号として起案され、こども青少年局総務課長により同年5月15日に決裁されています。そして、本件補助金の支出命令は、令和6年5月17日に、こ権第854号として起案され、会計室審査課長により同年5月21日に決裁され、同年5月27日に払い込まれたことが認められます。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件補助金に係る申請及び交付に係る手続及び書類について

監査対象局から提出された資料を確認したところ、本件補助金の交付決定、交付額確定及び支出命令は、いずれも横浜市事務決裁規程（昭和 47 年達第 29 号）第 3 条及び別表第 1 により定められた専決権者により決裁されていることが認められます。

横浜市事務決裁規程（抜粋）

（市長の決裁事項等）

第 3 条 市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 2 条第 1 項第 6 号に定める室長の専決事項については、その室の所掌する事務のうち、各局において別途定めるものに限ることとする。

別表第 1（抜粋）

5 予算の編成及び執行に係る事項

局長専決事項	課長専決事項
(13) 1 件 5,000,000 円未満又は一廉 100,000,000 円未満の負担金、補助金、交付金等（支払義務の確定しているものを除く。）の交付に関すること。	(10) 支払義務の確定している 1 件 5,000,000 円未満又は一廉 100,000,000 円未満の負担金、補助金、交付金等の交付に関すること。

また、上記の決裁文書に添付された書類は、いずれも交付要綱に定める様式及び添付書類であることが認められます。

ただし、交付規則第 15 条では、添付書類のうち実績報告書等の書類について、書類の審査及び現地調査等により補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査するものとされています。

横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

（補助金等の額の確定等）

第 15 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

本件請求において請求人は、本件補助金について、支出の項目ごとに摘要して「当該事業の経費とは異なる」費用と、「補助金交付条件の適合の確認がなされないまま交付された」支出があると主張しています。

そのため、交付すべき本件補助金の額の確定に係る、実績報告書に添付された書類の審査及び調査の状況について、以下検討します。なお、検討に際しては、交付要綱第 5

条別表に定める補助対象経費の順に確認します。

(2) 報酬、給料及び賃金（人件費）について

本件請求において請求人は、人件費 585,780 円について、「人件費の添付書類」に「本件事業への従事や 80%の事業按分を証する書類がない」ことから、「交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

監査対象局によると、当該職員 3 名（業務執行理事 1 名及びパートタイム職員 2 名）が本件事業に従事していることは、アウトリーチ支援に同席するなどの形で現地において確認していることが認められます。また、事業按分で 80%を計上している業務執行理事については、本件団体の理事会において業務執行理事の給与の割合が本件事業に係るものについて 80%と決定されており、その際の議事録を確認しているとのことです。また、監査対象局において日別の記録により従事時間について確認していることが認められます。そのうえで、勤務の実態の確認としても、横浜市との調整、本件団体内の職員体制の確保及び関係機関等対外的な機関との調整等、本件事業全体の統括を行っていることを上のとおり従事時間と併せて確認し、ほぼ専従的に関わっていることから 80%という按分は多いとは言えないと判断したことです。

監査対象局から提出された資料を確認したところ、補助対象となっている人件費の内訳は次のとおりです。

項目	金額(円)
業務執行理事	491,848
パートタイム職員A	46,552
パートタイム職員B	47,380
合計	585,780

ア 業務執行理事について

監査対象局から提出された資料を確認したところ、当該業務執行理事に支出された給料等の詳細及び本件補助金の交付対象となった金額は、次のとおりです。

項目	2月給料等(円)	3月給料等(円)	合計(円)
基本給	280,000	280,000	560,000
非課税通勤手当	27,410	27,400	54,810
合計	307,410	307,400	614,810
補助対象(合計の 80%)	245,928	245,920	491,848

監査対象局によると、当該業務執行理事の勤務状況については出勤簿等で確認しているわけではないものの、本件団体における当該業務執行理事の業務分担の聞き取り

及び本件事業における横浜市との各種調整や打合せ等の日常的な業務の中で、本件事業にはほぼ専従的に関わっていることを確認していることです。

業務の従事状況の按分が直接的に確認できる資料がない状況であるなど按分割合の根拠の不明瞭さは残るもの、勤務の事実を確認していることから給与等を人件費として計上することに問題があるとは認められません。また、本件事業に係る就業時間が1日7時間前後（令和6年2月分が145時間45分（勤務日数21日間）、同年3月分が152時間30分（勤務日数18日間））であるだけでなく、実態として横浜市との連絡調整を一手に担い、また本件事業の各種取組においても現地に赴くなど専従的に活動していると認めるに足る勤務状況であることを踏まえれば、基本給の80%を補助対象経費と認めたことについて違法又は不当を認めることができません。

一方、非課税通勤手当は、定期乗車券の金額の月割りと推測される定額が計上されています。一般に通勤手当は所得税法（昭和40年法律第33号）第9条で非課税所得に分類されているように通勤に要する勤務者の費用の補填という性質がありますから、通勤日ごとに積算した場合の金額と定期乗車券の金額のいずれか低い金額により算出すべきですが、提供資料によれば月18日以上の勤務が確認できることから、一般に定期乗車券の金額をもって算出することに問題はありません。当該業務執行理事の勤務場所は本件事業とそれ以外の事業とで異なりませんが、上記就業時間及び勤務状況から、本件事業のために80%相当の勤務をしたと認めることができますから、その割合に応じて通勤手当の金額を算出することができ、本件団体の理事会において当該業務執行理事の給与の按分を定める際に通勤手当も含めた給与の80%が本件事業の業務によるものとされていたことも踏まえますと、通勤手当の80%を補助対象経費と認めたことについて違法又は不当とまでは言えません。

所得税法（抜粋）

（非課税所得）

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

（第1号から第4号まで省略）

5 給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの

イ パートタイム職員について

監査対象局によると、パートタイム職員2人の勤務状況については上のとおりの方法で本件事業に専従として関わっていることを確認しているとのことなので、パートタイム職員の人物費を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

なお、請求人の主張するアルバイト雇用に係る費用については、費目としては給与等の人物費ではなく謝金として分類されていますが、本件事業に対する従事の考え方はパートタイム職員と同様であり、本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

(3) 謝金について

ア ウェブサイト更新の謝金

本件請求において請求人は、「ウェブサイト更新の謝金」「33,411円」について、「事業期間の前後比較によるウェブサイトの更新内容」から、「ホームページの更新はされたが、本件事業ではなく」本件団体が実施している「別事業のものである」ため、「交付規則及び交付要綱に反して」いると主張しています。

監査対象局によると、本件団体は本件事業の開始にあたり事業専用のページをウェブサイトに新設しており、ウェブサイト更新費謝金は当該ページの作成に対する謝金として支払われたとのことであり、監査対象局から提出された資料を確認したところ、本件事業のための専用ページ (<https://yokohama-ywca.jp/about/talk.html#line>) が作成されていることが確認できます。また、本件補助金の交付対象と認めるにあたり、成果物として本件団体のウェブページ上に当該専用ページがあること及び更新の経過を確認していることであり、ウェブサイト更新費謝金を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

なお、監査対象局から提出された資料を確認したところ、ウェブサイト更新作業の謝金の金額は33,341円でした。

イ マニュアル作成の謝金

本件請求において請求人は、マニュアル作成の謝金 33,411 円について、「本件事業向けと確認するための証拠」の添付が無いことから、「交付規則 15 条に反して交

付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

監査対象局によると、当該マニュアルについては案及び成果物を取得し存在を確認しているとのことであり、マニュアル作成の謝金を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

ウ 配布用カードデザインの謝金

本件請求において請求人は、「配布用カードデザインの謝金」「33,411 円」について、「作成された配布カードが」本件団体の「他事業ではなく本事業向けと確認するための証拠（カードの写し等）の添付もされていない」ことから、「交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

監査対象局によると、配布用カードについては現物であるカードが本事業に用いられていること及び納品されたデザインデータの存在を目視により確認しているとのことであり、配布用カードデザインの謝金を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

なお、監査対象局から提出された資料を確認したところ、配布用カードデザインの謝金の金額は 33,341 円でした。

エ スーパーバイズの謝金

本件請求において請求人は、スーパーバイズの謝金 22,274 円について、本件団体の事業内容の記載から特定団体への相談であるとし、「相談費用として初回が 4,000 円～、2 回目以降が 50 分 3,000 円～とされており」「本件交付金の 1 時間 11,137 円とは大きな開きがある。」「経験や技術によって時間単価が異なることは当然であるが、本事業のスーパーバイズにおいてとりわけ高度な経験保有者を要したとする理由が不明である」ため、「交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

監査対象局によると、本件スーパーバイズは、請求人の示す特定団体への相談ではなく、本件団体が、カウンセリング実績及び豊富な経験と専門的知見を持った個人に依頼しており、単なる相談援助技術のアドバイスだけでなく、若年女性に特化した相談支援や ICT を活用したアウトリーチ、SNS 相談及び本事業に携わる職員へのメンタルケア等の専門性も認められるものとのことです。専門性の高い相談をする際の謝

金の費用として特段に高額であるとも考えにくいことから、スーパーバイズの謝金を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

なお、本件団体の事業内容の記載については公募時点のものであり未確定の部分が含まれることであることあり、記載された特定団体と実際に依頼された個人には心理カウンセリング及び女性に対する心理的支援の専門性を有するという部分で共通性があることからも、事業内容の趣旨から外れるとする理由もありません。

才 その他

監査対象局から提出された資料を確認したところ、本件団体から監査対象局へ提出された「令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書」添付資料のうち、「横浜市若年女性支援モデル事業 令和5年度収支決算書」と題された資料の謝金の説明とする金額（内訳）の記載に一部誤記が見受けられたものの、同資料において本件補助金の交付対象とされた謝金の総額には、誤りは認められませんでした。

(4) 旅費について

監査対象局によると、当該旅費はアウトリーチの面談を本件団体の所有する建物で行うにあたって無償ボランティアに支給された旅費のことです。当該無償ボランティアの住所から実施場所までの公共交通機関を利用した交通費を確認していることがあり、事業実施のための実費である当該旅費を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

(5) 需用費（消耗品費）について

本件請求において請求人は、「スマート端末、外付けHDD、セキュリティソフト」について、本件団体の「別事業や運営に使用された可能性があるが」「利用状況や管理状況等を確認することなく」補助金を交付しているなどの理由から、「交付規則15条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」と主張しています。

監査対象局によると、当該スマートフォン、外付けハードディスク、セキュリティソフトについてはいずれも現地にて本件事業に用いられていることを聞き取り及び保存されているデータ等の目視により確認していることであり、確認日時等の記録はないものの不適切な状況と判断する根拠も認められません。また、使途及び使用者数に比し

て購入数量が特段に多いと認めるに足る理由もないことから、これらの需用費を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

なお、本件補助金自体は令和5年度のものであり、単年度事業として考えると当該機器等を使用する期間が2か月となることから、費用対効果をリース等と比較した上で補助対象経費としての適否を判断することがより望ましいと考えられます。しかし、本件事業が令和7年度まで継続し、本件団体にて引き続き本件事業のため使用することが見込まれるということを踏まえれば、購入したことについても不適切と判断する根拠はありません。

(6) 需用費（印刷製本費）について

本件請求において請求人は、「印刷された配布カードが」本件団体の「他事業ではなく本件事業向けと確認するための証拠（カードの写し等）の添付がされておらず、費用の確認に必要な印刷の形態や印刷部数も不明である」ことから、「交付規則15条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

本件団体から監査対象局へ提出された「令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書」添付資料のうち、印刷製本費の領収書に相当する書類に品目及び数量等が記載されていませんでしたが、監査対象局によると、納品書により部数等を確認したとのことです。

実態の確認をしていることから補助対象経費と認めるにあたって根拠がない不当なものとまでは言えませんが、補助対象事業の実績報告書の添付書類としては、提出された領収書の記載内容からは補助対象経費の支払いの事実が確認できぬため不明瞭と言わざるを得ず、支払の事実を証明できる客観的な書類を添付すべきと考えます。

その他、当該需用費（印刷製本費）で作成した配布用カードの用途等については上記2(3)ウで確認したとおりです。

(7) 役務費（通信費）について

本件請求において請求人は、「スマホ通信料」について、本件団体の「別事業や運営に当該スマホが使用された可能性があるが、その利用状況や管理状況等を確認することなく」補助金を交付していることから、「交付規則15条に反して交付条件の適合を調

査することなく交付されて」いると主張しています。

当該役務費（通信費）を使用するスマートフォンについては上記2(5)で確認したとおりであるため、当該役務費（通信費）を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

(8) 使用料及び賃借料（アウトリーチ支援部屋代）について

本件請求において請求人は、アウトリーチ支援部屋代123,000円について、本件団体が「自らの会館の談話室を」「収益事業として土曜日のみ貸出しており」「金曜日の18時以降のアウトリーチ利用による逸失利益もない」などの理由から、「アウトリーチ利用に際して経費は発生していない。」と主張しています。

監査対象局によると、本事業を実施するにあたっては実施場所の確保が必要であり、また、本件団体が所有する施設内に実施場所を設定した場合であっても、あらかじめ設定された一般貸室料を事業実施に要する経費として計上することは合理性を有するものと認められるとの判断により、補助対象経費と認めたとのことです。また、当該談話室を夜間に使用する際の貸室料の根拠としては、同施設内で午後及び夜間の貸出を行っているホールの貸室料の夜間割増である1.6倍を参考に、談話室の午後の貸室料の1.3倍（100円単位切り捨て）としており、近隣同規模の民間貸会議室と比較した上で大きな差異がないことから妥当な金額と判断したとのことです。

【表一 談話室の貸室料計算の考え方】

貸室	13時から17時	18時から21時	夜間割増の倍率
ホール (既定の貸室料)	17,800	21,000	—
ホールの1時間 当たりの貸室料	4,450	7,000	約1.6倍
談話室 (既定の貸室料)	9,500	—	—
談話室の1時間 当たりの貸室料	2,375	3087.5 (×4時間=12,350 →12,300)	1.3倍

なお、当該貸室については令和6年3月末までは日曜祝日の貸出も行われており、その際は料金を2倍とするとの規定があったことが令和5年5月時点の資料から認められます。

また、監査対象局から提出された資料を確認したところ、本事業のアウトリーチ支

援実施のため、本件団体の所有する施設内の談話室を、令和6年2月2日から同年3月29日までの金曜日（計9回）に使用していたことが貸室予定表により認められ、使用予定時間の記載はないものの、この談話室の使用日は領収書の記載に合致します。

ところで、地方公共団体が補助金を交付するにあたっての法的な根拠規定は、法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」によりますが、逆を返せば、公益上の必要がない場合には、補助を行うことができないということになります。例えば、企業が他に自社製品を使用させる場合、その使用価格には、通常、原価・諸経費に加えその企業の利益が含まれていますから、横浜市が、企業が自社製品を使用するにもかかわらずその企業の使用価格と同額の補助金を交付すると、その補助金により企業が利益を得ることになります。これでは補助金交付の趣旨に反しますから、使用価格から原価・諸経費を割り出す必要がありますが、通常の見積書や領収証等は通常の販売・使用価格にかかるものですから、これらだけでは説明資料として不十分であり、原価・諸経費の分かるものが示される必要があります。

本事業のために使用した施設は補助対象団体が所有する施設であり、自らが所有している施設について自ら賃貸借契約を結ぶことは通常考えられませんから、通常の貸室料を観念することができません。また、補助対象団体が所有している施設を自ら利用した場合、通常の貸室料相当額を認めて補助金を交付すると、補助対象団体は、貸会議室業務に係る原価・諸経費を超えた利益を補助金により受け取ることになりますが、このことにつき、公益上の必要性を説明することは困難であると考えられます。

そのため、本件団体が所有する施設内にてアウトリーチ支援を実施した場合、補助金の交付対象は、面積按分などに応じた減価償却費、貸会議室業務の担当者的人件費及び光熱水費等、客観的に説明できるような原価・諸経費であるべきです。

以上から、アウトリーチ支援のために補助対象団体が自らの施設を使用する場合、請求人が主張するように経費そのものが発生していないとまでは認められませんが、当該アウトリーチ支援部屋代123,000円については一般貸室料を参考とした価格により算定していることから、上記経費（原価）を超える部分につき本件補助金の交付対象としたことは不当と言わざるを得ません。

なお、自らが所有する施設を使用した場合の原価を補助対象とする場合には、当該経

費を交付要綱に示されている補助対象経費の分類に従い、需用費（光熱水費）等の適切な費目に計上する必要があります。

(9) 備品購入費について

本件請求において請求人は、「PC 端末3台」について、「本件事業の実績報告で PC を要する活動はX等のオンラインアウトリー（4時間×9日）、LINE 相談（待機含め7.5時間×9日）、準備作業（資料作成、連絡）に過ぎず」「3台のPCを本件事業専用とした場合、極めて効率が悪い」こと、また、本件団体の「別事業や運営に使用された可能性があるが、PC の利用状況や管理状況を確認することなく」補助金を交付しているなどの理由から、「交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されて」いると主張しています。

監査対象局によると、当該パソコン端末については、いずれも現地にて本件事業に用いられていることを聞き取り及び保存されているデータ等の目視により確認しているとのことであり、確認日時等の記録はないものの不適切な状況と判断する根拠も認められず、また、使途及び使用者数に比して購入数量が特段に多いと認めるに足る理由もありません。

その他、購入に係る費用対効果等の考え方については、上記2(5)のとおりです。

以上のことから、当該備品購入費を本件補助金の交付対象としたことについて違法又は不当を認めることができません。

3 結論（勧告）

以上のとおり、本件補助金の支出のうち、使用料及び賃借料（アウトリー支援部屋代）全部を補助対象経費としたことはその根拠を欠き不當であると判断しました。また、その余については請求人の主張には理由が無いと判断しました。

現時点において横浜市の損害の有無が明らかではないことから、本件補助金の返還請求を行っていないことが財産の管理を怠る事実に該当するとは認められませんが、本件補助金の対象経費の額を特定する必要があります。

そのため、法第242条第5項に基づき、市長に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告します。

- (1) 令和7年9月30日までに、令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業に係る補助金（交付額1,450,000円）について、本件事業の実施に必要な経費の実績額を再調査及び特定し、客観的に検証可能なものとすること。
- (2) 調査の結果、本件事業として不適切と認められる補助金の交付がある場合には、返還請求等の損害の補填に向けた適切な対応をするとともに、再発防止に向けて実効性のある具体的な対応をすること。

4 意見

一般に補助金とは、特定の事務及び事業について公益性があると認め、その事務及び事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付です。公益性がある事業の支援という面があるものではありますが、公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することが求められています。

そのため、勧告に併せて本件補助金の支出に係る補助対象経費の確認等について、次のとおり意見を付します。

- (1) 自らが保有する建物を使用した際の経費を補助対象経費として認める場合には、経費として認める費用の考え方（例えば、面積按分などに応じた減価償却費、光熱水費等を根拠とするなど）や算定方法を事前に定めたうえで対象団体に説明及び共有し、客観的に説明できるような経費（原価）を算定すべきです。
- (2) 人件費などの本件事業の実施に必要な経費とそれ以外の経費について明確に区分することが困難な経費については、按分の考え方や算定方法を事前に定め、対象団体に説明及び共有し、業務量や業務時間の確認方法や記録を残すなど、客観的かつ合理的な説明ができるようにすべきです。
- (3) 決算報告書に添付して所管局に提出する領収書等について、記載内容から補助対象経費を支払ったものであるのか、また、本件団体に宛てられた領収書なのかなどが不明瞭であるものが数点見受けられました。そのような場合は、要綱等に定める書類の提出を受けたと判断することは難しいと考えます。仮に、適切な領収書の添付が困難である場合、複数の書類（例えば支払った金額が確認できる書類と納品書など）を組み合わせるなども含め、支払いの事実を客観的に証明できる書類の提出を受けるとともに、決裁文書にも補助対象経費として認めた経過等を示して、保存された文書から当時の判断等を

確認できるようにすべきです。補助対象経費の使途について市民への説明責任を果たせ
るよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

(4) 配布用の印刷物等の成果物及び消耗品等の購入物について、職員が現地にて確認する
という対応が行われていたところ、上記(3)のような書類による確認が困難である場合
に現地で確認するなどの手段で補うことも有効であると認められますが、確認に際して
は確認方法や確認日等の記録を残すなど、客観的な説明ができるようになっていくこと
がより望ましいと考えます。

5 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和7年6月3日監監第248号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出に
ついて（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (3) 令和7年6月16日監監第312号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出
について（依頼）」に対する回答及び提出資料
- (4) 令和7年6月26日監監第353号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出
について（依頼）」に対する回答及び提出資料

請求の内容

(令和7年5月13日受付 住民監査請求)

※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

<請求の要旨>

令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業において交付された以下の費用は、当該事業の経費とは異なるため、横浜市長は公益財団法人横浜YWCAに対して返還を請求してください。

- ・アウトリーチ支援部屋代の賃借料 123,000 円
- ・ウェブサイト更新費謝金 33,411 円

当該事業において、補助金交付の条件に適合していることの確認がなされないまま交付された以下の支出については、横浜市長が適合状況を調査のうえ、必要な額を公益財団法人横浜YWCAに対して返還請求してください。

- ・パソコン端末3台、セキュリティソフト 501,316 円
- ・外付けハードディスク 48,620 円
- ・スマートフォン端末、スマートフォン通信料 61,470 円
- ・マニュアル作成 33,411 円
- ・配布用カードデザイン 33,411 円
- ・人件費 585,780 円
- ・スーパーバイズ謝金 22,274 円

今後、当該事業の補助金交付額を確定する際は、横浜市長は、補助金交付の条件に適合していることを確認できる書類を、公益財団法人横浜YWCAに提出させてください。

<事実証明書>

第1 事業及び実施団体

1 概要

横浜市では、様々な困難を抱えた若年女性を対象に、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等と共に公的機関へのつなぎを含めて支援を行う横浜市若年女性支援モデル事業を横浜市若年女性支援モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）を定め実施しています。

以下では、横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱を「交付要綱」、横浜市が交付要綱に基づき交付する交付金を「本件交付金」及び実施要綱に基づく事業を「本事業」といいます。

2 横浜市若年女性支援モデル事業

(1) 本件交付金の対象事業の概要

横浜市内の様々な困難を抱えた若年女性に対して、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するため、次に掲げる事業を実施するものです。

- ・アウトリーチ支援
- ・関係機関連携会議の設置

- ・居場所支援
- ・自立支援

(2) 本件交付金の対象経費

本件交付金の対象とされる経費は、本件事業を実施するために必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費です。

(3) 実施団体の選定

横浜市若年女性支援モデル事業には特定非営利活動法人 BOND プロジェクト（以下「BOND プロジェクト」といいます。）及び公益財団法人横浜 YWCA（以下「横浜 YWCA」といいます。）の2団体が申請を行いました。

横浜市若年女性支援モデル事業実施団体の選定に関する要綱に基づき、実施法人選定評価委員会による総合的な評価の報告を受け、横浜市長は横浜 YWCA を選定し令和5年12月28日に通知しました。

3 横浜 YWCA（実施団体）

(1) 実施団体が実施する事業

以下のとおり、女性の自立支援、暴力を受けた女性支援、女性の心身の健全な育成と福祉の増進に資する公益事業とともに収益事業を実施しています。

- ・生きづらさを感じる女性の自立支援
- ・暴力を受けた女性支援
- ・女性の心身の健全な育成と福祉の増進に資する各種プログラム
- ・地域社会の健全な発展及び人材育成に資する各種プログラム
- ・人権の尊重及び国際平和に資する各種プログラム
- ・会員等の研修及び相互の交流
- ・収益事業

(2) 貸室事業（収益事業）

横浜 YWCA の安定運営のため貸室事業を実施しています。

(3) Y カフェパーション

生きづらさを感じる女性の自立支援事業の一環として横浜 YWCA 会館の1階にカフェを設置し、就労支援の実習、社会とつながる場としています。また、利用者にランチ等を有償で提供しており横浜 YWCA 運営の財政的な支援も目的としています。

第2 令和5年度補助金交付

1 本件交付金交付の経緯

(1) 補助金交付申請

令和6年3月13日

横浜YWCAは事業で計画する令和6年2月1日から令和6年3月31日(予定)の支出1,736,900円の内、補助対象経費として1,450,000円の補助金の交付を申請。

(2) 補助金交付決定通知

令和6年3月29日

横浜市長は横浜YWCAに対して1,450,000円の補助金交付を決定し通知。

(3) 実績報告書の提出

令和6年4月19日

横浜YWCAは交付要綱第10条に定める実績報告書(第3号様式)及び支出を証する書類等を提出。

(4) 補助金の交付額確定

令和6年5月15日

横浜市長は1,450,000円の交付額を確定し横浜YWCAに通知。

(5) 補助金請求

令和6年5月17日

横浜YWCAは交付要綱第14条に基づき1,450,000円の請求書を提出。

(6) 補助金の支払い

令和6年5月27日

横浜市は横浜YWCAの指定口座に1,450,000円を支出。

第3 本件交付金の対象外の経費について補助金の交付がされたこと

1 横浜市補助金等の交付に関する規則(以下「交付規則」といいます。)の定め

(1) 公正かつ効率的な補助金の使用

横浜市長は、補助金等が税金等で賄われていることに留意し、交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めるとしています。

(2) 実績報告

補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合、補助事業者は以下の書類を市長に提出することとしています。(交付規則第14条)

・補助事業等の成果を記載した実績報告書

・補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下「領収書等」といいます。)

・補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにお

- ける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類
・その他市長が必要と認める書類

(3) 補助金等の額の確定（交付規則第 15 条）

実績報告を受けた場合、市長は実績報告書等の審査、現地調査等により補助事業等の成果が交付決定内容や条件に適合するか調査し、交付額を確定し補助事業者に通知することとされています。

2 交付要綱の定め

(1) 交付の対象

本事業を実施するために必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費を交付対象としています。

(2) 実績報告

以下の実績に関する書類を提出することとしています（交付要綱第 10 条）。

- ・横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書（第 3 号様式）
- ・補助事業の活動報告書
- ・補助事業の收支決算書及び領収書その他の当該收支計算に係る支出を証する書類又はその写し

3 横浜 YWCA が要したとする経費の額

令和 5 年度の本事業において以下に示す総額 1,499,704 円の以下の経費を支出したとしています。

①人件費:585,780 円

　アウトリーチ支援等に要した職員の給与

②謝金:161,342 円

　マニュアル作成、ウェブサイト更新、配布用カードデザイン、アウトリーチ支援有償ボランティア、カウンセラーに対する謝金

③旅費:7,800 円

　無償ボランティア交通費

④消耗品費:119,559 円

　スマートフォン端末、外付けハードディスク、セキュリティソフト

⑤印刷製本費:10,376 円

　配布用カード

⑥通信費:6,525 円

　スマートフォン通信料

⑦賃借料:123,000 円

　アウトリーチ支援部屋代

⑧パソコン端末 3 台:485,322 円

4 横浜 YWCA の運営や収益事業に係る経費について本件交付金の交付がされたこと

(1) アウトリーチ支援部屋代の賃借料

2月、3月の各金曜日に実施したアウトリーチに際して使用した横浜 YWCA 会館の談話室（18時から22時まで）について発行元及び宛先共に横浜 YWCA の領収書を添付し賃借料123,000円の交付を受けています。

横浜 YWCA は、自らの会館の談話室を収益事業として有償で貸出をしています。当会館は横浜 YWCA の財産であり、アウトリーチ利用に際して経費は発生していません。

また、同談話室は収益事業として土曜日のみ貸出しており、金曜日の18時以降のアウトリーチ利用による逸失利益もないし、仮に貸出時間の利用であったとしても逸失利益は単価全額ではなく同一曜日時間帯の平均稼働率を乗じなければなりません。

以上より、横浜 YWCA の既往施設である談話室のアウトリーチ利用に際し如何なる経費も発生しておらず、当該補助金の交付は交付規則及び交付要綱に反して行われた利益供与です。このため、交付要綱第20条に基づく123,000円の返還を求めます。

(2) ウェブサイト更新

横浜 YWCA は、令和5年度収支決算書にウェブサイト更新の謝金として33,411円を計上している。領収書も添付されていて、情報開示に際して金額がマスキングされ確認できませんが、同額が記載されているものと想定されます。

インターネットアーカイブ（<https://web.archive.org/>）を用いた令和5年度本件事業期間の前後比較によるウェブサイトの更新内容は以下のとおりです。

ア) 「イベント情報」の更新

令和5年度本件事業期間中に以下のイベント情報を追加しています。ティールームよこはまはシニア向けのサロンであり、本件事業に該当しません。法律講座も弁護士によるDV等被害者の離婚に向けた参加費1,500円の有償講座であり、本件事業ではありません。

また、実績報告書にもこれらイベントに関する報告はありません。

- ・2024年05月21日 【女性のための法律講座】よくわかる離婚講座 5月昼
- ・2024年04月25日 ティールームよこはま「写経入門」
- ・2024年04月24日 ADL体操 第2・4(水)午前 3月スタート！
- ・2024年04月19日 健身気功教室 第1&3金曜日
- ・2024年04月18日 ティールームよこはま「春の歌声カフェ♪」
- ・2024年04月16日 【女性のための法律講座】よくわかる離婚講座 4月朝
- ・2024年03月28日 ティールームよこはま「花と香りのポプリ制作」
- ・2024年03月27日 ADL体操 第2・4(水)午前 3月スタート！
- ・2024年03月21日 ティールームよこはま「フレイルを予防しよう！」
- ・2024年03月19日 【女性のための法律講座】よくわかる離婚講座 3月昼
- ・2024年03月15日 健身気功教室 第1&3金曜日
- ・2024年03月14日 ティールームよこはま「自分でできる、タッピングタッチ♪」
- ・2024年03月13日 ADL体操 第2・4(水)午前 3月スタート！

- ・2024年03月07日 ティルームよこはま「写経入門」
- ・2024年03月01日 健身気功教室 第1＆3金曜日

イ) 「YWCA からのお知らせ」の更新

令和5年度本件事業期間中に以下の「お知らせ」情報を追加しています。会議室は収益事業であり本件事業ではありません。また、Yカフェも利用者から飲食費用を徴収し収益が生じている事業であり本件事業以前からランチメニューの更新は定期的に行われています。

なお、実績報告にカフェ担当スタッフに来店者に対して相談支援の声掛けを依頼したとされていますが、ランチに関する報告はありません。

- ・2024年04月01日 フェアトレード商品 価格改定のお知らせ 4月1日～
- ・2024年03月26日 Yカフェパーション 4月のランチ予定
- ・2024年03月01日 会議室・ホール ご利用受付中！
- ・2024年02月28日 Yカフェパーション 3月のランチ予定
- ・2024年02月01日 会議室・ホール ご利用受付中！
- ・2024年01月30日 Yカフェパーション 2月のランチ予定

令和5年度本件事業期間中にホームページの更新はされました。本件事業ではなく横浜YWCAが実施している別事業のものです。令和5年度実績報告書では「事業の認知度を高めるため横浜YWCA ウェブサイトの掲載を行った」としていますが、従前の横浜YWCAの情報発信内容を踏襲したものであり、本件事業に関する情報はありません。

以上より、横浜YWCAの別事業や運営の経費に対して補助金が交付されています。交付規則及び交付要綱に反しており、交付要綱第20条に基づく33,411円の返還を求めます。

(3) 備品や消耗品

スマートフォン端末、外付けハードディスク、セキュリティソフト、スマートフォン通信料、パソコン端末は横浜YWCAが実施する本件事業以外の事業にも利用可能な汎用性のある物品です。

ア) パソコン端末3台、セキュリティソフト

令和5年度本件事業の実績報告でパソコンをする活動はX等のオンラインアウトリーチ（4時間×9日）、LINE相談（待機含め7.5時間×9日）、準備作業（資料作成、連絡）に過ぎず、3台のパソコンを本件事業専用とした場合、極めて効率が悪いです。

一般的にパソコンは汎用的に使用され、用途別ではなく各職員専用として使用されることが多いです。本件パソコンも横浜YWCAの別事業や運営に使用された可能性がありますが、パソコンの利用状況や管理状況を確認することなく計501,316円の全額を交付しています。

以上より、パソコン3台及びセキュリティーソフトの費用は交付規則15条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、利用状況や管理状況を改めて調査し交付条件の適合の確認及び按分等の処置を講じた上で、交付要綱第20条に基づく返還を求めます。

イ) 外付けハードディスク

オンラインアウトリーチや LINE 相談はデータはクラウド上に保存されます。また、本件事業で大容量のデータが発生する状況は想定できず、本件事業において外付けハードディスクの必要性はありません。本件ハードディスクは横浜 YWCA の別事業や運営に使用された可能性がありますが、ハードディスクの利用状況や管理状況等を確認することなく 48,620 円全額を交付しています。

以上より、ハードディスクの費用は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、利用状況や管理状況を改めて調査し交付条件の適合の確認及び按分等の処置を講じた上で、交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

ウ) スマートフォン端末、スマートフォン通信料

スマートフォンについてもパソコンと同様に、用途別ではなく各職員専用として使用されることが多いです。横浜 YWCA の別事業や運営に当該スマートフォンが使用された可能性がありますが、その利用状況や管理状況等を確認することなく計 61,470 円の全額を交付しています。

また、法人選定時に非選定となった BOND プロジェクトはインターネット利用料等は事業按分としており、全額交付した場合、選定の公平性も棄損される可能性があります。

以上より、スマートフォン端末、スマートフォン通信料の費用は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、利用状況や管理状況を改めて調査し交付条件の適合の確認及び按分等の処置を講じた上で、交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

(4) マニュアル作成、配布用カードデザイン

ア) マニュアル作成

マニュアル作成の謝金として収支決算書では 33,411 円の支出を計上しています。証憑としてマニュアル作成準備等とした支払い調書が添付されていますが、金額は確認できません。作成されたマニュアルが横浜 YWCA の他事業ではなく本件事業向けと確認するための証拠（マニュアルの写し等）の添付もされていません。

以上より、マニュアル作成費用は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、作成されたマニュアルを改めて調査し交付条件の適合を確認の上、必要に応じて交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

イ) 配布用カードデザイン

配布用カードデザインの謝金として、収支決算書では 33,411 円の支出を計上しています。証憑として配布カードデザインとした支払い調書が添付されていますが、金額は確認できません。

作成された配布カードが横浜 YWCA の他事業ではなく本件事業向けと確認するための証拠（カードの写し等）の添付もされていません。

以上より、配布用カードデザイン費用は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、配布用カードを改めて調査し交付条件の適合を確認の上、必要に応じて交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

(5) 配布用カード印刷製本費

配布用カード印刷製本費として、収支決算書では 10,376 円の支出を計上しています。証憑として 3,670 円と 6,706 円の支払受領書が添付されています。

印刷された配布カードが横浜 YWCA の他事業ではなく本事業向けと確認するための証拠（カードの写し等）の添付がされておらず、費用の確認に必要な印刷の形態や印刷部数も不明です。

以上より、配布用カード印刷製本費は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、印刷された配布カードの内容や印刷の形態、部数を改めて調査し交付条件の適合を確認の上、必要に応じて交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

(6) 人件費

人件費として、2か月分 585,780 円が収支決算書で計上されています。内訳や具体的な金額は不明ですが、給与明細等より推定される人員配置は以下のとおりです。

- ・理事:事業按分 80%
- ・パート A:23 時間
- ・パート B:9 時間
- ・アルバイト:アウトリーチ 7 日

人件費の添付書類として給与明細等が提出されていますが、月単位で集計されており、本事業への従事や 80% の事業按分を証する書類がありません。横浜 YWCA は女性を対象とした自主事業を別途実施しており、本事業の人件費を確定するには日報等の按分根拠や本事業への従事記録が必要です。

以上より、人件費は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、事業按分根拠や本事業への従事記録を改めて調査し交付条件の適合を確認の上、必要に応じて交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

(7) スーパーバイズの謝金

横浜 YWCA は、支出決算書にカウンセラーによるスーパーバイズとして 22,274 円（1 時間 11,137 円 × 2 回）を計上しています。添付された領収書の金額は確認できません。

団体選定時に横浜 YWCA が提出した事業内容詳細には武藏野大学臨床センターの協力を得るとされており、当該センター所属の研究者によるものと考えられます。

当該センターのサイトでは相談費用として初回が 4,000 円～、2 回目以降が 50 分 3,000 円～とされており、本件交付金の 1 時間 11,137 円とは大きな開きがあります。

経験者の経験や技術によって時間単価が異なることは当然ですが、本事業のスーパーバイズにおいてとりわけ高度な経験保有者を要したとする理由が不明です。

以上より、スーパーバイズの謝金は交付規則 15 条に反して交付条件の適合を調査することなく交付されており、相談内容に必要な経験に合致する時間単価を改めて調査し交付条件の適合を確認の上、必要に応じて交付要綱第 20 条に基づく返還を求めます。

第4 横浜市補助規則第14条に定める領収書等が不備なこと

横浜市長は、補助事業等の成果が交付決定内容や条件に適合するか調査し交付額を確定しなければなりません。条件適合の調査は、交付規則第14条に定める領収書等が重要となります。

しかしながら、本件事業にて提出された領収書等は、横浜YWCAによる支出を証する書類が主であり、当該支出が本件事業の支出であることを証する書類がありません。

交付規則第14条の確実な履行のため、以下に留意した書類を報告するよう求めます。

(1) 汎用的な備品や消耗品

横浜YWCAの運営や他事業にも利用可能なパソコン等汎用的な備品については、本件事業専用とした書類（備品ラベルや使用記録）を報告させてください。

(2) 本件交付金の役務による生成物

印刷物やマニュアル等、本件交付金を用いた役務による生成物がある場合は、当該生成物の写し等を報告させてください。また、生成物に本件事業以外のものが含まれる場合は適切に按分してください。

(3) 人件費等の按分根拠

本件交付金の対象は、横浜YWCAという支援団体ではなく若年被害女性等支援事業です。横浜YWCAは、本件事業以外にも女性を対象とする支援事業を多数実施しており、経費の混同が発生しやすい環境にあります。本件事業以外の経費が混入することを避けるため、明確な按分方法及びそれを確認するための書類が必要です。このため、日報等の事業按分に資する書類を報告させてください。

(4) 収益事業や料金徴収事業との明確な分離

横浜YWCAは、収益事業とする貸室や利用者から料金を徴収しているYカフェパーショを経営しています。この事業に本件交付金が使用された場合、利益供与や損失補填となってしまいます。民業圧迫に繋がる恐れもあり、これら事業との人的、施設等のリソース共有は抑制的でなければならず、一層厳密な按分根拠を報告させてください。

(※説明証拠は省略)

見解書

令和7年6月11日 こども青少年局

1 見解

補助金支出における返還請求に関する措置請求については、棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2 横浜市若年女性支援モデル事業の概要

(1) 事業の目的

横浜市DV相談支援センターにおいては、配偶者等からの暴力についての相談を受け付けていますが、若年層（20代以下）からの相談件数が全体の4%と少ない状況です。また、若年女性は、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援に繋がりにくいことが指摘されています。

これらの状況を踏まえ、国の「若年被害女性等支援事業」に基づき、若年女性の自立の推進に資する取組として、令和6年2月から事業を開始しました。

(2) 実施団体

事業実施にあたっては、実施団体を「横浜市若年女性支援モデル事業実施団体選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）」により決定し、市が当該実施団体に運営費を補助しています。令和5年12月に開催した選定評価委員会において、令和5～7年度の事業実施団体を公益財団法人 横浜YWCA（以下「実施団体」という）に決定しました。

(3) 事業内容及び実施方法

ア アウトリーチ支援

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用したアウトリーチや繁華街などの巡回により、声掛けや相談支援を行います。また、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS等ICTを活用した相談や必要に応じて面談を実施します。

イ 居場所の提供に関する支援

一時的に安心・安全な居場所の支援が必要と判断した場合は、市または民間団体が宿泊先を調整し、翌開庁日に区役所等の支援機関につなげます。

ウ 自立支援

自立に向けた継続的な面接や同行支援等が必要な場合は、区と連携して自立支援計画を策定し、公民の特性を生かした支援を双方向で実施します。

エ 関係機関連携会議

本市が主体となり、行政機関、民間団体等で構成する関係機関連携会議を設置し、支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図ります。

3 横浜市若年女性支援モデル事業補助金について

当該事業実施に要する費用は、「横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき交付する補助金を活用しています。交付要綱では、補助対象及び補助金額を以下の通り定めています。

項目	補助対象経費	補助金額
アウトリーチ支援 (夜間見回り、相談、面談)	当該事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費	最大 8,710,000 円 ※事業実施が 1 年に満たない場合は、上記金額を 12 月で割り（千円以下切り捨て）、実施月を乗じた金額を最大とする。
関係機関連絡会議		
居場所の提供		
自立支援		

また、実績報告の際には、横浜市補助金等の交付に関する規則（以下「交付規則」という。）第 14 条及び交付要綱第 10 条に定める書類の提出を求めています。

【横浜市補助金等の交付に関する規則】

第 14 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第 3 号及び第 3 項第 3 号において同じ。）は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
 - (2) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下単に「領収書等」という。）
 - (3) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - (4) 第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
 - (5) 第 24 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者（以下「市内事業者」という。）とした場合（同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。）は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
(第 2 ~ 4 項省略)
- 5 補助事業者等は、第 1 項第 2 号に規定する領収書等のうち、次のいずれかに該当するものについては、その提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等に係る支出で、1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等
- (2) 補助事業等に係る電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電話使用料及び通話料並びに水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書等
- (3) 国又は地方公共団体による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的に受けていることにより補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める補助事業者等が行う補助事業等に係る領収書等(前2号に掲げるものを除く。)

【横浜市若年女性支援モデル事業補助金交付要綱】

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が市長への実績報告に用いる書類は、横浜市若年女性支援モデル事業補助金実績報告書(第3号様式)を用いなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業の活動報告書
- (2) 補助事業の収支決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し

4 令和5年度横浜市若年女性支援モデル事業補助金の交付状況

令和5年度は、2か月間(令和6年2~3月)の実施であったため、交付要綱に基づき1,450,000円が最大補助金額になります。実施団体からは、令和6年3月13日付で1,450,000円の交付申請があり、令和6年3月29日付で1,450,000円の交付を決定しました。

その後、実施団体から令和6年4月19日に実績報告書の提出があり、令和6年5月15日付で交付額を確定しています。この際、実施団体からは当該事業に要した経費は交付申請額を上回る1,499,704円との収支決算書が提出されているため、実績報告書等の書類の審査後、交付決定額と同額の1,450,000円で交付額確定をしています。

5 補助金交付の適法性

- (1) アウトドリーチ支援部屋代の賃借料 123,000円

請求人は、アウトドリーチに際して使用した横浜YWCA会館の談話室の賃借料は、アウトドリーチに際して経費は発生していないため、補助対象経費とは不當である、と主張しています。

しかし、事業を実施するにあたっては、実施場所の確保に要する経費として会場等使用料や光熱水費が発生します。本件事業により発生した当該費用は当然に補助対象経費に含まれます。実施団体が所有する横浜YWCA会館内に実施場所を設定した場合であっても同様であり、実施団体の収益事業における逸失利益の補填という考え方によらず、あらかじめ設定された一般貸室料を事業実施に要する経費として補助対象経費に計上することは、合理性を有するものと認められま

す。

「アウトリーチ費用に際し如何なる経費も発生して」いない、という請求人の主張には理由がなく、したがって、補助対象経費として違法又は不当な費用とはいえません。

(2) ウェブサイト更新費謝金 33,411 円

請求人は、実施団体のウェブサイトの「イベント情報」及び「YWCA からのお知らせ」の更新費用に対して補助金を申請しているが、これらは別事業や運営の経費である、と主張しています。

しかし、実施団体は、本件事業の開始にあたり、事業専用のページをウェブサイトに新設しており、ウェブサイト更新費謝金は、当該ページの作成に対する謝金として支払われたことを確認しています。

「横浜 YWCA の別事業や運営の経費に対して補助金が交付されている」という請求人の主張には理由がなく、したがって、補助対象経費として違法又は不当な費用とはいえません。

(3) PC 端末 3 台、セキュリティソフト 501,316 円

請求人は、アウトリーチの実施時間から、パソコン 3 台を本件事業専用とした場合に効率が悪く、また、実施団体の別事業や運営に使用されている可能性が高いことから、全額を交付することは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、ICT を活用したアウトリーチと SNS (LINE) 相談の実施時間が重なつておらず、合わせて 4 名以上で実施するため、パソコンが 3 台用意されることに不審な点はありません。アウトリーチは、事業趣旨からもなるべく多くの対象と思われる方にコンタクトをとる必要があること、SNS 相談は、相談者のタイミングに合わせて即時対応が必要となることから、なるべく多くの端末で、かつ、並行して作業ができる環境を整えることが必要です。また、当該端末を本件事業において使用していることは、現地において確認しています。

交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

なお、ここで挙げられているセキュリティソフトは、後述するスマートフォン用のものであることを申し添えます。

(4) 外付け HDD 48,620 円

請求人は、オンラインアウトリーチや LINE 相談のデータはクラウド上に保存されるため、本件事業で外付け HDD は不要であり、また、実施団体の別事業や運営に使用されている可能性が高いことから、全額を交付することは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、LINE 相談におけるトーク履歴については、本件事業の相談記録としてデータで保管することとしています。このデータは CSV ファイルとしてダウンロードしており、相談数が増えるほど保存するデータ容量も大きくなることや、セキュリティの観点から、外付け HDD に保存することは理にかなっています。また、当該外付け HDD を本件事業において使用していることは、現地にて確認しています。交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

(5) スマホ端末、スマホ通信料 61,470 円

請求人は、スマートフォンが実施団体の別事業や運営に使用されている可能性が高いことから、全額を交付することは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、スマートフォンは本件事業専用として購入しており、ICT を活用したアウトリーチや緊急時の連絡も含めた外部との連絡、SNS で本事業について広報する際に使用しています。アウトリーチは、前述の通り担当者の人数や用途からパソコン 3 台と並行して使用することに矛盾はなく、また、当該スマートフォンを本件事業において使用していることは、現地にて確認しています。交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

(6) マニュアル作成 33,411 円

請求人は、マニュアルが本件事業のものであると確認するための証拠が添付されていないため、補助対象経費とすることは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、本件事業のマニュアルについては、現地にてその存在を確認しています。交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、マニュアル作成費用の全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

(7) 配付用カードデザイン 33,411 円

請求人は、作成された配付用カードが本件事業のものであると確認するための証拠が添付されていないため、補助対象経費とすることは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、配付用カードについては、現物を確認し、本件事業のものであることを確認しています。交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、配付用カードデザイン費用の全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

(8) 配付用カード印刷製本費 10,376 円

請求人は、印刷された配付用カードが本件事業のものであると確認するための証拠が添付されておらず、また、印刷の形態や部数が不明であるため、補助対象経費とすることは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、配付用カードについては、現物を確認し、本件事業のものであること及びその形態を確認しています。交付規則第 15 条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

また、印刷部数については実績報告資料に記載がありませんが、部数については 3,500 部と確認しており、本件事業が新規事業であるため広く周知を行うことが必要であるという点や、市場価格と比較して特別に高額ではないという点から、不当な金額ではないと判断しています。

したがって、配付用カード印刷製本費の全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

(9) 人件費 585,780 円

請求人は、人件費について本件事業への従事や事業按分を証する書類がないため、補助対象経費とすることは交付規則第 15 条に反して不当である、と主張しています。

しかし、本件事業の実施状況※から、当該職員が本件事業に従事していることは明らかであり、また、現地において職員の従事体制を確認しています。また、事業按分で 80% を計上している業務執行理事については、本件事業開始前から本件事業の責任者として、本市との調整のみならず、実施団体内の職員体制の確保、関係機関等対外的な機関との調整等、本件事業全体の統括を行っています。本件事業は、横浜市としてはもちろん、実施団体としても新たな取組を行う事業であり、調整・決定事項が多くある中、ほぼ専従的に関わっており、80% という按分

は決して多いとは言えない状況です。

交付規則第15条では、「実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定」するとされていることから、提出書類及び現地での確認を以て補助金額の確定を行っています。

したがって、当該人件費の全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

※本事業の実施状況（令和6年2～3月）

ICTを活用したアウトリーチ：計9日間実施（3時間/日）

SNS（LINE）等相談：計9日間実施（7.5時間/日）

(10) スーパーバイズ謝金 22,274円

請求人は、本事業のスーパーバイズ謝金について、武藏野大学臨床センターのサイトに記載のある相談費用と大きな開きがあるが、本事業においてとりわけ高度な経験保有者を要した理由が不明であることから、補助対象経費とすることは交付規則第15条に反して不当である、と主張しています。

しかし、本事業に対するスーパーバイズは、困難女性支援法に基づく事業として、単なる相談援助技術のアドバイスだけでなく、若年女性に特化した相談支援やICTを活用したアウトリーチ、SNS相談、また、本事業に携わる職員へのメンタルケアに対応できる知識・技術がある方を想定していることから、1時間当たり11,137円の謝金は決して高額ではありません。

したがって、スーパーバイズ謝金の全額を補助対象経費とすることが違法又は不当とはいえません。

6 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却されるべきものです。